明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件（国土交通一一四一）　一
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一一四二）　四
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件（同一一四三、一一四四）　六
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同一一四五）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一一四六）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件（同一一四七）　一〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件（同一一四八）　一〇

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成二十一事業年度財務諸表、個人型年金規約の一部を変更する規約、弁理士登録関係　一二
地方公共団体
行旅死亡人関係　一二
会社その他
会社決算公告　一二

告示

○国土交通省告示第千百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年十月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録更新年月日　平成二十二年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた検定機関の名称　財団法人日本舶用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　矢部　哲
六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町3番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番12号　東新ビル7階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号　魚町センタービル5階

○国土交通省告示第千百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、同法第二十五条の七十において準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年十月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録更新年月日　平成二十二年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　財団法人日本海事協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町四番七号
五　代表者の氏名　上田　徳
六　検査を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
函館支部	北海道函館市元町32番22号
函館支部八戸事務所	青森県八戸市城下一丁目14番4号
東京支部	東京都港区浜松町一丁目28番2号
東京支部仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番17号
横浜支部	神奈川県横浜市中区弁天通四丁目61番1
横浜支部清水事務所	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目1番5号